

IV その他の支援

独自

3 幼稚園の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(1) 幼稚園の休業期間等における通園バス利用料の日割り還付

支援内容	<p>幼稚園の通園バスの月額利用料について、休業期間分の利用料を、日割り計算で還付する。</p> <p>保護者送迎要請期間内に要請に応じて協力した場合についても、日割り計算で還付する。</p>
対象者	<p>幼稚園通園バスの利用者 (保護者送迎要請期間においては、要請に応じた通園バス利用者のみ)</p>
申請手続に必要なもの	<p>園から交付する還付申請書を記入</p>
受付場所及び受付時間	<p>通園している幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つやま東幼稚園 津山市高野本郷 1 2 7 0 - 1 ・つやま西幼稚園 津山市二宮 1 9 8 2 - 2
問い合わせ先 (申請先)	<p>通園している幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つやま東幼稚園 0 8 6 8 - 2 0 - 1 9 7 1 ・つやま西幼稚園 0 8 6 8 - 3 2 - 8 0 7 1
備考	